

令和6年度旅行商品開発サポート事業（国外）助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、旅行会社（旅行業法（昭和27年法律第239号）および旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定により旅行業の登録を有する者をいう。以下同じ。）が日本国外の旅行会社の担当者等を招へいして行う、福井県内の観光素材や宿泊施設、観光施設等の視察に対し、公益社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）が、助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

（助成金の交付対象）

- 第2条 交付対象は日本国内に本社を置く旅行会社（以下「申請者」という）とし、申請者が実施する日本国外の旅行会社の担当者等を招へいし、福井県内の観光素材等を積極的に活用した旅行商品の造成または新規性のあるコースや素材の調査を目的とする視察（以下「視察」という。）のうち、連盟の会長が認めたものとする。
- 2 視察先が福井県を含む複数の都道府県にわたる場合、助成の対象は、福井県の視察に係る部分とする。
 - 3 助成の対象となる期間は、令和6年5月13日から令和7年3月14日までの間に日本に出国し、催行される視察とする。
 - 4 助成の対象となる被招へい者は、日本国外の旅行会社で商品造成、販売を担当する者およびこれに同行する関係者（カメラマン等）のうち連盟の会長が認めた者とする。ただし、同一の者の招へいは年2回を限度とする。
 - 5 申請者および被招へい者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる場合は、助成の対象としない。

（助成額）

- 第3条 福井県内での視察に要する費用の2分の1以内の額（1,000円未満切り捨て、1人あたり100,000円上限）を助成する。
- 2 助成は、視察1回あたり被招へい者6人を上限とする。
 - 3 同一の海外の旅行会社から複数の者を招へいする場合、関係者を含め1社あたり2人を上限とする。
 - 4 助成は、申請者1社につき年間600,000円を上限とする。
 - 5 助成金は、予算の範囲内で交付する。

（交付の対象経費）

第4条 助成の対象となる経費は、福井県内の視察に必要な航空券代、交通費（鉄道・バス運賃、レンタカー代（燃料費含む）、タクシー代、高速道路代、駐車場代）、県内での宿泊費、観光ガイド料および入場・拝観料等の実費相当とする。

- 2 宿泊費に含まれない飲食代、社用車・自家用車の燃料費、視察をアテンドする者の交通費等は助成対象としない。
- 3 空港から福井県の往復に要する交通費は、連盟の会長が認める最も経済的かつ合理的な経路の金額を支給する。なお、上記の交通手段は鉄道利用を原則とする。
- 4 被招へい者が属する国や地域において、出国および帰国に利用する空港までの移動に要する費用は助成対象としない。

(交付の要件)

第5条 視察は次に掲げる要件を全て満たしたものであること。

- 2 被招へい者が福井県内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、かつ、福井県内の観光地または観光施設（物販施設・飲食施設等）を3箇所以上視察すること。
- 3 視察を行った施設および観光素材等の魅力向上に向けた提案をすること（実績報告書（様式第3号による））。また、視察を行った施設や観光素材等の魅力向上、被招へい者の国の訪日市場動向について、福井県と意見交換を行う機会を設けること。
- 4 視察に関する他の助成制度を利用したものでないこと。
- 5 令和7年3月21日までに視察を完了し、第9条第1項に定める期日までに実績報告を提出すること。

(交付の申請)

第6条 申請者は、連盟に助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 申請は、視察を開始する日の15日前（15日前が土日祝日の場合は、直前の営業日）または令和7年2月28日のいずれか早い期日までに提出すること（必着）。申請前に行われた視察については、助成の対象としない。
- 3 申請書は日本語で記載し、電子メールで提出すること。

【提出先】

公益社団法人福井県観光連盟 誘客推進事業部

（メールアドレス）info@fukuioyado.com

(交付の決定)

第7条 前条の申請があった場合、連盟はその内容を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し申請者に通知する。

(助成事業の変更または中止)

第8条 申請者は、交付決定を受けた視察を中止・延期する場合、または、視察日程および交付決定金額に変更が生じる見込みとなった場合は変更となる視察の開始前に日本語で記載した、変更・中止承認申請書（様式第2号）を連盟に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請書は日本語で記載し、電子メールで提出すること。

(実績報告等)

第9条 申請者は、交付決定を受けた視察の完了日（日本からの出国日が基準）から起算して14日以内または令和7年3月21日のいずれか早い日までに、助成事業の成果を記載した実績報告書（様式第3号および様式第4号）に関係書類を添えて、連盟に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書等は日本語で記載し、電子メールで提出すること。

(助成金の交付等)

第10条 申請者から前条の実績報告があった場合、連盟は検査を行い、適当と認めるときは申請者が指定する銀行口座へ助成金を振り込む。

2 前項の銀行口座は日本国内の金融機関のものに限る。なお、外国の金融機関の日本国内にある支店等の口座であって、振り込みに外国送金と同等の手続きが必要なものの利用は不可とする。

3 第1項の振り込みに要する手数料は、申請者が負担することとし、連盟は確定した助成額から送金に要する手数料を差し引いた金額を振り込む。

(実施状況の報告)

第11条 連盟は、交付決定を受けた者に対し、必要があると認める場合、助成事業の実施状況を報告させることとする。

2 前項の報告の結果、連盟が、視察が助成の要件を満たしていない、または視察の実施が困難であると認める場合は、交付決定を取り消すこととする。

(交付決定の取消)

第12条 連盟は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合、または助成の要件を満たしていないことが判明した場合は、交付決定を取り消す。

2 前項の交付決定の取消しがあった場合、既に連盟が申請者に支払った助成金については、申請者はこれを連盟に返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。